

■徳島県県産材利用促進条例(仮称)の検討状況について

1 条例制定の趣旨

県産材の利用拡大は、林業や木材関連産業の経済・雇用の拡大のみならず、中山間地域の活性化や森林の保全、さらには地球温暖化の防止など様々な面での効果が期待される重要な課題である。

このことから、県産材の利用を将来にわたってさらに拡大するため、県民、事業者、そして行政が一体となった全県的な協力体制を構築し、取組内容の明確化を図る必要があることから、県産材の利用の促進に重点を置いた全国初となる条例を制定することとした。

この条例の「あり方」について、徳島県森林審議会に諮問し、現在、条例の基本理念及び県の責務のほか、県民及び事業者の役割や県産材の利用の促進に関し、取り組むべき内容について検討を行っている。

2 徳島県森林審議会による審議の経過

- ・平成24年3月28日 徳島県森林審議会（第1回目）を開催
- ・6月6日～8日 県内3カ所で地域意見交換会を開催
- ・6月12日～25日 e-モニター、関係団体へのアンケート調査を実施
- ・7月23日 徳島県森林審議会（第2回目）を開催
- ・7月26日～8月24日 パブリックコメントの実施

3 条例に盛り込むべき内容

- ・条例制定の必要性
- ・総 則（目的、基本理念、県の責務、県民・森林所有者・事業者の役割）
- ・とくしま木材利用指針（策定及び変更）
- ・県産材利用の促進の施策（施策の促進、県における推進、情報提供、普及啓発）
- ・その他の措置（顕彰制度、実施状況の公表）

4 今後の予定

平成24年 9月	徳島県森林審議会より「条例のあり方」の答申
平成24年10月	経済委員会（付託）へ「条例のあり方」答申の提示
平成24年11月	県議会に条例（案）を提案
平成25年 4月	条例施行

5 これまでにいただいた主なご意見

条例制定の必要性について

・林業、木材業が衰退し、林業資源が飽和している原因や問題を明確にし、それを解決するために条例が必要であると記載すべき。(パブコメ)

条例の目的について

・木材利用が過疎地域の活性化につながり、それが環境保全にもつながることを書いていただきたい。(審議会)

・利用そのものを目的にするのではなく、豊かな環境やゆとりある生活など、こういう社会にしたいという根本的なことを書いていただきたい。(審議会)

基本理念について

・森林資源の循環、次の森を守るための植林について書いていただきたい。(審議会)

・未来を見据えて、よりよい社会をめざすために、循環型社会の形成を取り入れていただきたい。(審議会・パブコメ)

県の責務、県民等の役割について

・県は、県産材利用の牽引役を担う姿勢を明らかに。(パブコメ)

・県庁内の連携、市町村との連携を進めていく視点を入れていただきたい。(審議会)

・森林組合は、目標を立てて、素材生産をやっていかなければならない。(交換会)

・県民や需要者に強制的な文言を入れるのは難しいのではないかと。(審議会)

利用の促進（施策）について

・低質材から上質材まで、安定的に使われる条例にしていきたい。(交換会)

・間伐材の有効利用で森林整備を進め、林業振興につなげてほしい。(パブコメ)

・土木工事で今後も使っていただけるようにしていきたい。(交換会)

・産地認証制度を活用し、木材の産地を証明できる取り組みを進める。(交換会)

県施設における利用の推進について

・備品などについても利用を推進していただきたい。(パブコメ)

情報の提供

・木材の流通や他県の動向など情報収集をお願いしたい。(審議会)

普及啓発

・県産材を利用する意義、使うことの良さをアピールしてほしい。(審議会・交換会)

・木材利用促進月間を具体的に決めてイベント等を実施していただきたい。(審議会)

・木の良さを学校などいろんなところで教育していただきたい。(交換会)

推進体制

・森林所有者、林業・木材産業事業者だけでなく、すべての事業者や消費者、行政が一体となった理解と協力体制の構築が必要。(パブコメ)